

国 建 研 監 発 第 3 号

平 成 2 9 年 6 月 2 0 日

国立研究開発法人建築研究所

理 事 長 緑 川 光 正 殿

監 事 角 南 国 隆



監 事 深 田 晶 恵



平成 2 8 事業年度の監査報告

独立行政法人通則法第 1 9 条第 4 項及び第 3 8 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人建築研究所の監査報告を作成したので、国立研究開発法人建築研究所監事監査規程第 1 0 条の規定に基づき、別紙の通り監査報告を提出いたします。

(別紙)

## 平成28事業年度監査報告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人建築研究所（以下「研究所」という。）の平成28事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I 監事の監査の方法及びその内容

平成28事業年度は、4月に策定した監査計画に基づき、業務方法書に基づく内部統制等の状況（6月）、研究所の収入の現状（8月）、人事管理及び安全管理の状況（9月）、財産及び研究施設の管理状況（10月）について定期監査を行ったほか、情報セキュリティ対策の現状及び改善について臨時監査（12月）を行った。

また、現監事が実施した過去2年間の月次監事監査のうち、主な指摘事項についてフォローアップを行った（1月及び2月）。

年度末には、第3四半期までの契約状況（3月）について定期監査を行った後、29年度に入り、平成28事業年度の事業報告書、財務諸表、決算報告書について監査を行った。

監査環境の整備のため、各監事は、理事長、理事、総務・企画部門、各研究グループ長その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、原則として毎週開催される役員懇談会、幹部会、グループ長会議等の重要な会議に出席して情報の収集に努めるとともに、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。なお、当研究所では、理事長の決裁を必要とする案件は、監事に全て回付されることとされており、情報収集に役立っている。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が独立行政法人通則法、国立研究開発法人建築研究所法（平成11年法律第206号）又は他の法令に適合することを確保するための体制その他研究所の業務の適正を確保するための体制（本監査報告で「内部統制システム」という。）については、上記の1月及び2月のフォローアップにおいて調査した。

なお、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）については、会計監査人の監査についても、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第

(別紙)

131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、研究所の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

## II 監査の結果

- 1 研究所の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

研究所の業務は、法令等に従い適正に実施されており、また、新たな中長期目標（第四期）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されたものと認める。特に、4月に発生した熊本地震に関する調査・分析活動においては、国と連携しつつ、多大な貢献をしたところである。

- 2 研究所の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関し、研究所の業務方法書において定めるべきものとされた規程類は、前事業年度末までに整備されてはいたが、平成28事業年度の監査では条項の細部に至るまで改めて調査した。それらの月次監査において監事が指摘した事項については、年度末までに対処されたものと認める。今後は、内部統制システムが適切に運用されているかどうか、理事長のリーダーシップの下、平成29事業年度に設置される監査室等において点検し、必要があれば改善すべきである。

なお、10月に情報セキュリティに関し、未許可のモバイル端末が研究所ネットワークに接続するという事案が発生した。情報の漏出、研究所外への波及等が確認されない軽微事案ではあったが、外部機関によるシステム監査を受け、まずハード面において、未許可端末によるネットワーク接続をチェック・遮断することができるシステムの設置を進めた。引き続き、ソフト面においても、情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえた対策を完了させる必要がある。

- 3 研究所の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

(別紙)

4 財務諸表等についての意見

平成28事業年度の財務諸表は、監査の結果、適正であると認める。なお、独立行政法人会計基準及び同注解（平成27年1月27日改訂）に基づき、本事業年度より、運営費交付金の収益計上基準を変更している（収益化単位ごとに業務達成基準を適用。ただし、管理部門については期間進行基準を採用。）。

また、決算報告書は、決算の状況を正しく示しているものと認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、研究所の状況を正しく示しているものと認める。


Ⅲ 過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

特段記載すべき問題は認められない。


平成29年6月20日

国立研究開発法人建築研究所

監事

角南国隆 

監事（非常勤）

深田晶恵   
(自署)